

令和2年4月28日

保護者 各位

那珂市長 先 崎 光
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症予防対策における
保育所等の登園自粛について (お願い)

日頃より、児童福祉行政につきましてご理解、ご協力をいただきありがとうございます。ごさいます。

さて、県立学校が5月31日まで休業延長となったことを受け、市内小中学校においても休業が延長となりました。県内においても連日感染患者が発表され増加の一途をたどっており、予断を許さない状況となっています。

このような事態を早期に終結させるためには、全国民が一丸となり新型コロナウイルス感染拡大の速度を抑制し、感染者、重症者及び死亡者の発生を最小限に食い止めるよう努力をする必要があります。

つきましては、保育の規模を縮小し接触機会の低減に取り組み、事態の終息を図りたいと考え、受け入れ対象家庭の制限をさらに要請することとしましたのでご協力をお願いいたします。

お子さま、保護者の皆さま、そして、職員の健康と命を守るための大事なお願いです。どうぞよろしくをお願いいたします。

記

感染拡大防止のため、ご家庭で保育が可能な場合に登所(園)自粛の協力要請

期間：令和2年5月7日(木)～令和2年5月30日(土)

※感染状況により延長の依頼をする場合があります。

<お預かりする対象となるご家庭>

どの業種・家庭についても、可能な限り休暇を取得したり親族等の協力を得たりして、延長等も含め施設の利用を控えてください。以下のとおり、お預かりする対象となる家庭を制限します。

(1) 両親ともに次の職種のいずれかに該当する家庭

- ・医療従事者
- ・社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な者

(2) ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な家庭(他の親族等にも依頼できない場合)

※ 各施設の受入れを登録児童数の2割程度を目指すこととし、原則(1)、(2)のご家庭に限った受け入れを考えています。

—お問合せ先—

那珂市役所保健福祉部こども課
子育て支援グループ
TEL029-298-1111 (内線 252)



新型コロナウイルス感染症予防対策における家庭での保育のお願い

那珂市長の先崎 光です。

「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言がすべての都道府県に拡大され、茨城県は特定警戒都道府県となりました。

今までに経験したことがない大変厳しい状況のなか、爆発的な感染拡大を抑止するためには、今がまさに正念場です。

そこで、保育所や学童保育所をご利用の皆様にお願ひがあります。

新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためには、「密閉」「密集」「密接」のいわゆる「3密」を避ける必要があるとされています。

このことから、那珂市といたしましては、施設における「3密」を避け、感染拡大を防止するため、医療従事者、社会の機能を維持するために就業を継続することが必要な方、ひとり親家庭などで保護者が仕事を休むことが困難な場合など、どうしても家庭での保育が困難な場合に限り、お子さんの受け入れを行うこととしました。

各施設では、職員の方々が、懸命に子ども達を見守ってくれています。

医療関係者など、最低限の社会生活を維持する上で必要な職に従事している方々が仕事を続けるためには、保育所や学童保育所の機能を維持する必要があります。さらに、家庭での保育は、子ども達を感染から守ることに繋がります。

利用者の皆さんには、これまで以上に大きな負担をお掛けしますが、市民のいのちと健康を守るためです。

また、この取り組みを推進させるためには、事業者の方々のご協力が欠かせません。感染拡大防止という趣旨をご理解いただき、事業者の方々には、子育て中の従業員の休暇取得や、休暇取得の際は「小学校休業等対応助成金」の活用等について、特段のご配慮をお願いします。

新型コロナウイルスの爆発的な感染拡大を抑止し、医療崩壊を招かないためにも市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

令和2年4月28日

那珂市長 **先崎 光**